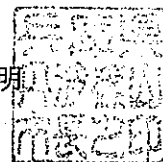


農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和元年 7 月 24 日

丹波篠山市長 酒 井 隆 明



記

1 協議の場を設けた区域の範囲

西岡屋地区

2 協議の結果を取りまとめた年月日

令和元年 7 月 16 日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数 5 経営体

4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

中心経営体はいるが十分ではない

5 農地中間管理機構の活用方針

・特になし。

6 地域農業の将来のあり方

【農地】・耕作できなくなった農地が発生したときは、中心となる経営体に農地を集積・集約化する方向で取り組み、耕作放棄地を発生させないようにする。

・多面的機能支払交付金事業の活用により、農地、農道、水路等の地域資源の適切な保全管理に努める。

【農作業】・集落内の話し合いにより、農作業の効率化を進めるため、共同可能な作業の検討を進める。

・草刈隊を結成し、中心経営体の労力の軽減と効率化を図る。

【機械・施設】・脱粒機等の営農組合所有機械の更新と、共同作業をするための草刈機等機械の充実。

・農業機械の過剰投資を抑制する目的から、集落内の機械保有状況を調査し、機械共同利用の取り組みを進める。

【担い手】研修会により営農組合のオペレーター技術を高める。

【その他】地域の集落営農推進員並びに農地利用最適化推進委員との連携強化に努め、集落営農の活性化を目指す。